

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和3年7月7日

全国健康保険協会徳島支部
支部長 品川 晴旨

1 調達内容

(1) 調達件名

健診案内はがきのデザイン・レイアウトの作成および印刷、発送業務委託

(2) 調達物品の特質等

仕様書による。

(3) 予定数量

15,000 枚

(4) 発送期限

令和3年9月15日（水）

(5) 納品場所

仕様書による。

(6) 見積競争方法

仕様書の予定数量に単価を乗じた額の総価をもって見積競争に付する。

契約決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって決定とするので、見積競争に参加を希望する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和01、02、03年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「物品の製造」、「役務の提供」のいずれかの等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) プライバシーマーク取得事業者、ISO/IEC27001 または JISQ27001 いずれかの認証を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (7) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

- (8) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (9) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (10) 仕様書どおりの履行が可能なる者であると同時に、作業場内に施錠できる保管庫等を有しており、支給部材等の厳重な保管及び管理が可能であること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 仕様書の交付場所、見積書の提出場所及び問い合わせ先

〒770-8541 徳島県徳島市沖浜東3-46 Jビル西館1階

全国健康保険協会徳島支部企画総務グループ 担当 やなぎだ 柳田
電話 088-602-0251

- (2) 見積書の提出方法及び提出期限

提出方法 郵送または持参による

期 限 令和3年7月20日(火) 15時00分(必着)

※郵送の場合、書留郵便にて上記日時までに必着とする。

- (3) 添付書類

①2(2)に示す資格審査結果の写し

②2(3)に示す証明書の写し

③2(8)に示す未納等がないことを確認できるもの(別添1、別添1-1、別添1-2)

④全国健康保険協会の役職員であった者の再就職に関する調書(別添2)

⑤暴力団等排除の誓約書(別添3)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金

全額免除とする。

- (3) 見積競争に参加する者に要求される事項

①見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格確認書類を、見積書に添えて提出しなければならない。

②見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格確認書類に関し説明を求められた場合それに応じなければならない。

③提出した見積書の差替え、変更、取消はできないものとする。

④見積書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

⑤一旦受領した書類は返却しない。

(4) 見積書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、見積競争に参加を希望する者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積の条件に違反した見積書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約相手方の決定方法

①本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会徳島支部長が判断した資料を添付して見積書を提出した者であって、最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約相手とする。

ただし、最低価格かつ同額の見積書を提出した者が複数いる場合においては、当協会徳島支部が指定する方法及び日時において、くじ引きにより契約の相手方を決定する。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 見積結果の通知

見積競争の結果、契約の相手方に決定した業者には、電話連絡することとする。

以上、公告とする。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

(1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会倫理規程（一部抜粋）

（退職者による依頼等の規制）

第23条 役職員であった者は、退職後2年間、役職員に対し、当該役職員であった者が退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。